



目次	
高知県公安委員会規則	ページ
◎高知県公安委員会審査請求手続規則	1
◎警察官等支給品及び貸与品条例施行規則の一部を改正する規則	5
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	5
◎火薬類取締法令事務取扱規則の一部を改正する規則	6
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	7
◎放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則	8
◎放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則	13
◎高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則の一部を改正する規則	16
◎特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	21

公安委員会規則

高知県公安委員会審査請求手続規則をここに公布する。
平成28年3月31日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第7号

高知県公安委員会審査請求手続規則

高知県警察の行政不服審査手続に関する規則（昭和48年高知県公安委員会規則第5号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 審査請求に関する一般的手続（第3条—第27条）
第3章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対してされる審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

第2章 審査請求に関する一般的手続

（審理官）

第3条 高知県警察本部長（以下この条において「本部長」という。）は、公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁（法に規定する審査庁としての公安委員会をいう。以下同じ。）が行う審理に関する事務を補佐させるため、高知県警察本部警務部監察官の職にある者のうちから適当であると認める者を審理官として指名するとともに、審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、法第24条の規定に基づき当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

2 本部長は、前項の規定により2人以上の審理官を指名する場合には、そのうちの1人を、当該2人以上の審理官が行う事務を総括する者として指定するものとする。

3 本部長が第1項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

- (1) 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- (2) 審査請求人
- (3) 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- (4) 審査請求人の代理人
- (5) 前2号に掲げる者であった者
- (6) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (7) 利害関係人

4 本部長は、審理官が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理官に係る第1項の規定による指名を取り消さなければならない。

5 審理官は、法の規定による裁決がなされるに熟したと認めるときは、速やかに審理経過調書を作成し、これを審査庁に提出して審理の状況を報告しなければならない。

（物件の提出の方法）

第4条 法、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）及びこの規則の規定による審査庁への書類その他の物件の提出は、高知県警察を経由して行うものとする。

（総代の互選の命令の方式等）

第5条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第11条第2項の規定に基づく総代の互選の命令は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下同じ。）に対し、書面によりその旨を通知

するものとする。

（参加の許可の通知等）

第6条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第13条第1項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第13条第2項の規定に基づく参加の要求は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（補正の命令の方式）

第7条 法第23条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。

（執行停止の通知）

第8条 審査庁は、法第25条第2項の規定に基づく執行停止をし、又はしないこととしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁（処分庁が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（執行停止の取消しの通知）

第9条 審査庁は、法第26条の規定に基づき執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（審査請求の取下げの通知等）

第10条 審査庁は、法第27条の規定に基づき審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人。第26条第2項において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第27条の規定に基づき審査請求の取下げがあったときは、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第33条の規定に基づき提出された書類その他の物件を、その提出人に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、別記第1号様式による証拠書類等提出物還付請求書と引換えに行わなければならない。

（処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式）

第11条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第29条第2項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

（反論書等を提出すべき期間の通知）

第12条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第30条第1項又は第2項に規定する相当の期間を定めるときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を

通知するものとする。

（意見の陳述の機会供与の通知の方式等）

第13条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第31条第2項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第31条第1項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 意見の陳述の日時及び場所
- (3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所
- (4) 意見の陳述の要旨

（補佐人の同伴の許可の通知）

第14条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（証拠書類等を提出すべき期間の通知）

第15条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第32条第3項に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。（物件の提出の通知等）

第16条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定に基づく物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第31条第1項の規定による意見の聴取又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第37条第1項の規定に基づく意見の聴取の場において行われる場合であって、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第33条の規定に基づく物件の提出の要求は、書面により行うものとする。（証拠書類等の管理）

第17条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第33条の規定に基づく書類その他の物件の提出を受けたときは、別記第2号様式による証拠書類等提出物目録を作成しなければならない。

2 審査庁は、前項の証拠書類等提出物目録を作成したときは、その写しを当該証拠書類等提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。

3 審査庁は、必要がなくなったときは、速やかに、提出を受け

た書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。
4 第10条第2項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

5 審査庁は、第1項に規定する書類その他の物件の提出を受け、又は当該書類その他の物件をその提出人に返還したときは、別記第3号様式による証拠書類等提出物管理簿に必要な事項を記載し、その管理状況を明らかにしておかなければならない。

（証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知）

第18条 審査庁は、前条第1項に規定する書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（参考人の陳述の通知等）

第19条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第34条の申立てが行われた場合において、同条の規定に基づく参考人の陳述又は鑑定を要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第34条の規定に基づく参考人の陳述又は鑑定を要求は、書面により行うものとする。

3 第16条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第13条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第34条の規定に基づく参考人の陳述について準用する。

（検証の通知等）

第20条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第35条第1項の申立てが行われた場合において、同項の規定に基づく検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第35条第2項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第35条第1項の規定に基づき検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 立会人の氏名及び住所
- (4) 検証の結果

4 第16条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による通知について準用する。

（質問の通知等）

第21条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第36条の申立てが行われた場合において、同条の規定

に基づく質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第36条の規定に基づき質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第16条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第13条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第36条の規定に基づく質問について準用する。

（意見の聴取の通知等）

第22条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第37条第1項の規定に基づき審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第37条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第13条第2項の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第37条第1項又は第2項の規定に基づく意見の聴取について準用する。

（提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等）

第23条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第38条第2項の規定による提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第38条第3項の規定に基づく指定は、書面により行うものとする。

（手続の併合又は分離の通知）

第24条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第39条の規定に基づき数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（審理手続の終結の通知の方式）

第25条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第41条第3項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

（裁決書の謄本の送達的方式等）

第26条 法第51条第2項及び第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を付して行うものとする。

2 審査庁は、法第51条第2項ただし書の規定に基づき公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（証拠書類等の返還に関する規定の準用）

第27条 第10条第2項後段の規定は、法第53条の規定による証拠書類等の返還について準用する。

第3章 雑則

（教示の方法）

第28条 法第82条第1項の規定による処分に係る書面での教示は、当該処分の内容を記載した書面に、別記第4号様式による教示文を記載し、又は添付して行うものとする。

（審理官に関する規定の適用除外）

第29条 高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第15条の2に規定する審査請求及び高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第33条の2に規定する審査請求については、第3条、第10条第2項、第11条から第25条まで及び第27条の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 行政庁の処分又は不作為についての公安委員会に対する不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別記

第1号様式（第10条関係）

証拠書類等提出物還付請求書

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所

氏名

㊞

下記の目録の提出物の還付を受け、領収しました。

記

目録

番号	種目	数量	備考

取扱者

㊞

第2号様式（第17条関係）

証拠書類等提出物目録

年 月 日

高知県公安委員会 印

行政不服審査法 の規定により、下記のとおり受領しました。

記

事案の件名			
提出人	住所		
	氏名		
提出を受けた年月日	年 月 日		
目録			
番号	種目	数量	備考

取扱者 印

（提出人への注意事項）
提出した証拠書類等の返還を受けようとするときは、この書類を持参してください。

第3号様式（第17条関係）

証拠書類等提出物管理簿							
提出年月日	番号	種目及び数量	保管者印	提出人の氏名	返還年月日	返還者印	受取人の氏名

第4号様式（第28条関係）

教示文

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

警察官等支給品及び貸与品条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第8号

警察官等支給品及び貸与品条例施行規則の一部を改正する規則

警察官等支給品及び貸与品条例施行規則（昭和32年高知県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改める。

第2条第2項中「前項」を「、前項の規定」に改める。

第3条第1項中「第4条第1項」を「第4条第1項ただし書」に、「警察本部長」を「高知県警察本部長（以下「本部長」という。）」に改め、同項ただし書中「命ぜられた場合、それらの」を「命ぜられた場合は、これらの」に、「終らないもの」を「終わらないもの」に、「県へ」を「県に」に改め、同条第2項中「警察本部長」を「本部長」に、「合活動ネクタイ代料」を「合活動ネクタイの代料」に改め、同条第3項中「あらたに」を「新たに」に改め、同条第4項中「退職又は第2項」を「退職し、又は第2項の規定」に改める。

第4条の見出し中「特殊の」を「貸与する特殊の」に改め、「の貸与」を削り、同条中「別表のとおり」を「別表に定めるとおり」に改める。

第5条中「警察本部長」を「本部長」に改める。

別表(1)の項中「白色あごひも」を「白色顎ひも」に、「脚はん」を「きゃはん」に改め、同表(2)の項中「白色あごひも」を「白色顎ひも」に改め、同表(4)の項、(5)の項及び(6)の項中「き章」を「記章」に改め、同表(7)の項中「機動鑑識班員用」を「鑑識課員及び署鑑識係員用」に、「現場作業服」を「現場作業服（冬服及び夏服）」に改め、同表(8)の項中「き章（標章）」を「記章（標章）」に改め、同表(9)の項、(12)の項及び(13)の項中「き章」を「記章」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第9号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第

5号)の一部を次のように改正する。

第11条第14号中「取り付け、又は」を削り、「大型自動車」を「大型自動車、中型自動車」に改める。

別表第2 国道33号の項中「吾川郡いの町字天神山6993番3 地先」を「吾川郡いの町枝川字向山5838番1」に改め、同表県道高知空港（県道13号）の項中「香南市吉川町吉原字西大境2985番から南国市物部字高川原622番1まで」を「南国市久枝字堤ノ外1470番35から同市田村字島田甲435番1まで」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

火薬類取締法令事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第10号

火薬類取締法令事務取扱規則の一部を改正する規則

火薬類取締法令事務取扱規則（昭和36年高知県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「当該署長」を「当該他の署長」に、「警察本部長」を「高知県警察本部長」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第3項中「すみやかに当該関係公安委員会」を「速やかに関係する他の公安委員会」に改め、同条第4項中「当該関係署長」を「関係する署長」に改める。

第5条第1項中「あらたに」を「新たに」に改め、同条第2項中「あらたな」を「新たな」に改め、同条第3項中「公安委員会」を「他の公安委員会」に改める。

第7条中「交付した署長」を「交付した他の署長」に、「当該公安委員会」を「当該他の公安委員会」に改める。

第9条ただし書中「当該署長又は当該公安委員会」を「当該他の署長又は他の公安委員会」に改める。

第10条第3号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げる者のほか、」に、「必要と」を「必要があると」に改める。

第10条の2第2項中「に規定する」を「の規定により」に、「異動のつど」を「異動の都度」に改める。

第11条第2号ウ中「その他必要と」を「ア及びイに掲げるもののほか、必要があると」に改める。

第12条中「そのつど」を「その都度」に改める。

第13条中「すみやかに」を「、速やかに」に改める。

第14条中「調査のうえ」を「調査の上」に改める。

第17条第1項中「以下この章から第7章までにおいて」を「以下」に改める。

第19条第1項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第21条第1項中「次の各号に」を「次に」に、「公安委員会印」を「高知県公安委員会印」に改め、同項第3号中「第9条第2項の準用規定」を「第9条第2項において準用する府令第3条第2項又は第3項の規定」に改める。

第22条中「当該署長」を「当該他の署長」に改める。

第23条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第25条第2項中「当該署長」を「当該他の署長」に、「聞いたのち」を「聴いた後に」に改め、同条第3項中「聞いた結果」を「聴いた結果」に改める。

第26条中「当該署長」を「当該他の署長」に改める。

第27条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第17条関係）

不許可処分通知書	
年 月 日	
住所 氏名	様
高知県公安委員会 印	
年 月 日付で申請がありました猟銃用火薬類等の（ ） については、次の理由により不許可とします。	
警察署の受理番号	
不許可の理由	
備考	

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第8号様式中「こえて」を「超えて」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第11号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1香南の項を削り、同表南国の項中「5」を「13」に改め、同表香美の項を削る。

別表第2の6を削る。

別表第2の7 南国警察署の表南国警察署所在地の項を次のように改める。

南国警察署所在地	南国市大桶乙799番1	南国市のうち 後免町一丁目 後免町二丁目 後免町三丁目 後免町四丁目 上野田下野田 西野田町一丁目 西野田町二丁目 西野田町三丁目 西野田町四丁目 大桶甲 大桶乙 野中幸町一丁目 幸町二丁目 幸町三丁目 東山町一丁目 東山町二丁目 東山町三丁目 元町一丁目 元町二丁目 元町三丁目 後免町 駅前町一丁目 駅前町二丁目 駅前町三丁目 駅前町四丁目 駅前町五丁目 東崎 小籠 小籠一丁目 小籠二丁目 日吉町一丁目 日吉町二丁目 日吉町三丁目 伊達野 明見 篠原 下末松 上末松 三畠 陣山 西山 双葉台 比江 左右山 国分 廿枝 香南市赤岡町 香南市香我美町のうち 岸本 徳王子 上分 香南市野市町のうち 東野 中ノ村 土居 上岡 下井 本村 兎田 中山田 新宮 みど
----------	-------------	--

		り野一丁目 みどり野二丁目 みどり野三丁目 みどり野四丁目 みどり野東一丁目 みどり野東二丁目 みどり野東三丁目 香美市土佐山田町のうち 百石町一丁目 百石町二丁目 楠目 旭町一丁目 旭町二丁目 旭町三丁目 旭町四丁目 旭町五丁目 小田島 下ノ村 神通寺 京田 東本町一丁目 東本町二丁目 東本町三丁目 東本町四丁目 東本町五丁目 宝町一丁目 宝町二丁目 宝町三丁目 宝町四丁目 宝町五丁目 中野 岩次 松本 西本町一丁目 西本町二丁目 西本町三丁目 西本町四丁目 西本町五丁目 秦山町一丁目 秦山町二丁目 秦山町三丁目 栄町 土佐山田町1番地～2694番地 岩積 山田 戸板島 宮前町 北本町一丁目 北本町二丁目 北本町三丁目 北本町上一丁目 須江 植 上改田 久次
--	--	--

別表第2の7 南国警察署の表中

南国警察署植野駐在所	南国市 植野 211番 1	南国市のうち 植田 植野 久礼田 領石 亀岩 宍崎 外山 天行寺 才谷 成合 上倉 中谷 奈路 桑ノ川 黒滝 大改野 中ノ川 蛸が丘一丁目 蛸が丘二丁目
------------	---------------	---

南国警察署植野駐在所	南国市 植野 211番 1	南国市のうち 植田 植野 久礼田 領石 亀岩 宍崎 外山 天行寺 才谷 成合 上倉 中谷 奈路 桑ノ川 黒滝 大改野 中ノ川 蛸が丘一丁目 蛸が丘二丁目
南国警察署下分駐在所	香南市 香我美町下分 663番	香南市香我美町のうち 下分 福万 山川 末延 末清 正延 別役 奥西川 舞川 撫川 山北 口西川 中西川

	地1	
南国警察署のいち駐在所	香南市 野市町 西野 2072番地 4	香南市野市町のうち 西野 大谷 西佐古 東佐古 母代寺 父養寺 深淵
南国警察署夜須駐在所	香南市 夜須町 千切 537番地 7	香南市夜須町
南国警察署吉川駐在所	香南市 吉川町 吉原 108番地 9	香南市吉川町
南国警察署片地駐在所	香美市 土佐山田町佐古 藪 216番 1	香美市土佐山田町のうち 神母ノ木 佐古藪 船谷 宮ノ口 杉田 影山 山田島 町田 加茂 逆川 佐野 間 本村 大平 有谷 佐竹 中後入 大後入 西後入 林田
南国警察署繁藤駐在所	香美市 土佐山田町繁藤 5番地	香美市土佐山田町のうち 西又 角茂谷 繁藤 榎谷 上穴内 北滝本 新改 入野 平山 東川 曾我部川 大法寺
南国警察署香北駐在所	香美市 香北町 美良布 223の3番地	香美市香北町
南国警察署大栃駐在所	香美市 物部町 大栃 1390番 1	香美市物部町

に改める。

別表第2の7を同表の6とし、同表の8を削り、同表の9を同表の7とし、同表の10を同表の8とし、同表の11を同表の9とし、同表の12を同表の10とし、同表の13を同表の11とし、同表の14を同表の12とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第12号

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則

放置車両確認事務の委託に関する規則（平成17年高知県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式及び別記第9号様式を次のように改める。

第8号様式（第4条関係）

第 号	
登録（更新）申請に関する通知書	
（主たる事務所の所在地）	
（名称）	
（代表者の氏名） 様	
年 月 日付けの道路交通法第51条の8	<input type="checkbox"/> 第1項に規定する登録 <input type="checkbox"/> 第6項に規定する登録の更新
の申請については、次の理由により登録（更新）しないこととしたので、通知します。	
（理由）	
（教示）	
1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。	
2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	
年 月 日	
高知県公安委員会 印	
照会先	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第9号様式（第7条関係）

第 号	
登録取消処分通知書	
（主たる事務所の所在地）	
（名称）	
（代表者の氏名） 様	
道路交通法第51条の10の規定により、登録（登録番号 第 号）を取り消しましたので、通知します。	
（理由）	
（教示）	
1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。	
2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	
年 月 日	
高知県公安委員会 印	
照会先	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第15号様式を次のように改める。

第15号様式（第7条関係）

第 号

駐車監視員資格者認定に関する通知書

(住所)

(氏名)

様

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項第1号ロの規定による駐車監視員資格者認定の申請については、次の理由により認定しないこととしたので、通知します。

(理由)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

高知県公安委員会 印

照会先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第19号様式を次のように改める。

第19号様式（第16条関係）

第 号

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

（住所）

（氏名）

様

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項に規定する駐車監視員資格者証の交付申請については、次の理由により交付しないこととしたので、通知します。

（理由）

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

高知県公安委員会 印

照会先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第22号様式を次のように改める。

第22号様式（第19条関係）

第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

(住所)

(氏名)

様

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証（第 号）の返納を命じます。

(理由)

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

高知県公安委員会 印

照会先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

~~~~~  
 放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

## 高知県公安委員会規則第13号

## 放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金の納付命令等に関する規則（平成18年高知県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号中「軽減又は免除しなければ」を「軽減又は免除をしなれば」に改め、同項第7号中「異議申立て」を「審査請求」に、「その申立て」を「その審査請求」に改める。

第11条中「警察本部長が別に」を「高知県警察本部長が」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

## 別記

## 第1号様式（第2条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県公安委員会 印

## 放置違反金納付命令書

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定に基づき、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書により下記の納期限までに放置違反金を納付してください。

## 記

|         |       |
|---------|-------|
| 命令の件名   |       |
| 放置違反金の額 | 円     |
| 納期限     | 年 月 日 |
| 納付の場所   |       |
| 納付命令の理由 |       |

## (教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 注
- 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
  - 同一の車両について、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。
  - 弁明の機会の付与の通知の際に送付しました仮納付書は使用できません。

照会先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第7号様式を次のように改める。

**第7号様式**（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県公安委員会 印

督促状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定に基づき放置違反金の納付を命じましたが、その納期限（ 年 月 日）を経過してもいまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納付書により、至急放置違反金及び延滞金を納付してください。下記の指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることがあります。

なお、完納された後にこの督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

| 年度 | 弁明通知書の番号 | 放置違反金 | 延滞金 |
|----|----------|-------|-----|
|    |          | 円     | 円   |

|        |       |
|--------|-------|
| 指定納付期限 | 年 月 日 |
| 納付の場所  |       |

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 注 1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記納付の場所の金融機関の窓口で納めてください。
- なお、納付した場合には、納付書に添付されている領収書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。
- 3 延滞金については、裏面を御覧ください。

|     |
|-----|
| 照会先 |
|     |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏面)

延滞金の計算方法に関する説明

- 1 当公安委員会は、道路交通法第51条の4第13項の規定により放置違反金の納付を督促した場合においては、納期限（納期限の延長があった場合は、当該延長された納期限とする。以下同じ。）の翌日から当該放置違反金の完納の日までの日数に応じ、当該未納の放置違反金（以下「未納金」という。）に対して年14.5パーセント（納期限の翌日から督促状に指定した期日（表面の「指定納付期限」欄に記載している日）までの期間にあつては、年7.3パーセント）の割合を乗じて得た額に相当する延滞金を徴収します。ただし、当分の間、延滞金に係る年7.3パーセントの割合は、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。）とします。  
また、延滞金の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てます。
- 2 1の延滞金を計算する場合において、未納金の額に1,000円未満の端数があるとき又は未納金の額が2,000円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てます。
- 3 1及び2により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき又は延滞金の額が500円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てます。
- 4 1により延滞金を計算する場合における年当たりの割合は、じぶん 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

別記第15号様式を次のように改める。

第15号様式（第8条関係）

|                                                                                                                                                                                                                       |              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
|                                                                                                                                                                                                                       | 第 号<br>年 月 日 |
| 様                                                                                                                                                                                                                     |              |
| 高知県公安委員会 印                                                                                                                                                                                                            |              |
| 延滞金減免承認（不承認）通知書                                                                                                                                                                                                       |              |
| 年 月 日付けで申請がありました放置違反金（違反番号第 号）の延滞金の減免について、下記のとおり承認（不承認）の決定をいたしましたので、通知します。                                                                                                                                            |              |
| 記                                                                                                                                                                                                                     |              |
| 1 減額又は免除の別                                                                                                                                                                                                            |              |
| 2 減免後の延滞金の額                                                                                                                                                                                                           | 円            |
| 3 減額する額                                                                                                                                                                                                               | 円            |
| 4 減免の理由                                                                                                                                                                                                               |              |
| (教示)                                                                                                                                                                                                                  |              |
| 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。                                       |              |
| 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 |              |
| 照会先                                                                                                                                                                                                                   |              |
|                                                                                                                                                                                                                       |              |

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。  
 2 教示については、決定の内容が審査請求をすることができるものである場合（不承認の場合等）にのみ記載する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第14号

高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則（平成19年高知県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「必要な」を「、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成18年政令第192号）に定めるもののほか、必要な」に改める。

第4条中「準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第4項」を「読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第3項」に改める。

第5条中「において」を「において読み替えて」に、「第21条」を「第23条」に改める。

第6条第1項中「準用する行政不服審査法第34条第2項」を「読み替えて準用する行政不服審査法第25条第2項」に、「第35条」を「第26条」に改める。

第7条を削る。

第8条第1項中「第39条第1項」を「第27条第1項」に、「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（手続の併合又は分離の通知）

**第8条** 公安委員会は、法第230条第3項において読み替えて準用する行政不服審査法第39条の規定に基づき数個の再審査の申請に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の再審査の申請に係る審理手続を分離したときは、別記第4号様式による手続併合（分離）通知書により申請人及び処分庁にその旨を通知するものとする。

第9条中「準用する」を「読み替えて準用する」に、「第41条第1項の規定による書面」を「第50条第1項の裁決書」に改める。

第10条第2項中「第42条第2項」を「第51条第2項」に改める。

第12条中「準用する」を「読み替えて準用する」に、「第14条第4項」を「第18条第3項」に改める。

第13条中「において」を「において読み替えて」に、「第21条」を「第23条」に改める。



第14条を削る。

第15条第1項中「第39条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（手続の併合又は分離の通知）

**第15条** 公安委員会は、法第232条第3項において読み替えて準用する行政不服審査法第39条の規定に基づき数個の事実の申告に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の事実の申告に係る審理手続を分離したときは、別記第4号様式による手続併合（分離）通知書により申告人及び事実の申告に係る留置業務に従事する職員による行為があった留置施設の留置業務管理者にその旨を通知するものとする。

第16条第1項中「書面」を「別記第8号様式による通知書」に改め、同条第2項中「書面」を「通知書」に改める。

第17条中「警察本部長」を「高知県警察本部長」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

**別記****第1号様式**（第2条関係）

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所（留置されている場合は、留置施設が置かれている警察署の名称）

氏名 ㊟

（申請人が法人その他の団体である場合は、代表者又は管理人の住所又は居所及び職・氏名）

## 再調査の申請書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第1項の規定に基づき、下記のとおり再審査の申請をします。

## 記

- 1 再審査の申請に係る審査の申請の裁決の内容
- 2 再審査の申請に係る審査の申請の裁決があったことを知った年月日  
年 月 日
- 3 再審査の申請の趣旨及び理由
- 4 審査の申請の裁決に係る処分庁の教示の有無及びその内容

別記第2号様式中「において」を「において読み替えて」に、「第21条」を「第23条」に改める。

別記第3号様式を削る。

別記第4号様式中「（第8条関係）」を「（第7条関係）」に、「第39条第1項」を「第27条第1項」に改め、同様式を別記第3号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

**第4号様式**（第8条、第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県公安委員会 印

手続併合（分離）通知書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第3項  
第232条第3項 において読み替え  
て準用する行政不服審査法第39条の規定に基づき、下記の再審査の申請  
事実の申告 に係る審理手  
続を併合しました  
分離しました ので、通知します。

記

（審理手続を併合し、又は分離した再審査の申請又は事実の申告）

別記第5号様式を次のように改める。

**第5号様式**（第9条関係）

第 号

裁決書

- 1 主文
- 2 事案の概要
- 3 審理関係人の主張の要旨
- 4 理由

年 月 日

高知県公安委員会 印

別記第7号様式中「（第15条関係）」を「（第14条関係）」に、「第230条第3項」を「第232条第3項」に、「第39条第1項」を「第27条第1項」に改める。  
別記様式に次の1様式を加える。

**第8号様式**（第16条関係）

第 号

通知書

様

年 月 日付けでありました事実の申告について、下記のとおり確認しましたので、通知します。

記

- 1 主文
- 2 事案の概要
- 3 審理関係人の主張の要旨
- 4 理由

年 月 日

高知県公安委員会 印

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

~~~~~  
特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第15号**特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則**

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年高知県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）**（教示）**

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第5号様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第8号様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。